



# 深川交通安全情報

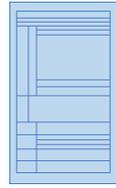
## ストップ・ザ・交通事故

令和8年2月6日  
深川警察署  
交通課  
R8年 第7号

自転車の交通違反に



# 青切符



が適用されます。

重要

令和8年4月1日から、自転車の交通違反で切符を切られると反則金を納める必要がある制度が開始されます。

**対象 16歳以上の者（高校生も含みます）**



この様な違反が対象に



1

危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反<sup>check!</sup>

例えば … スマホ等の使用、自転車制動装置不良、遮断機立ち入り

2

違反を同時に2つ以上行っており、事故の危険が高いとき<sup>check!</sup>

例えば … 2人乗りしながら赤信号無視、傘を差しながら一時不停止

3

違反により歩行者や車に急ブレーキ等の回避措置を取らせたとき<sup>check!</sup>

例えば … 信号無視で交差点に進入し、青信号で走っていた車両に急ブレーキをかけさせたとき

4

違反であることを指導警告されても、あえて違反を行ったとき<sup>check!</sup>

例えば … 信警察官の指導警告に従わず、右側通行を続けたとき  
目の前に警察官がいるのを知っていながら違反をしたとき

反則金（一例） 運転しながらのスマホ 12,000円、信号無視 6,000円、傘差し運転 5,000円

詳細

警察庁 自転車ルールブック

～めざせ 安全で安心な北海道～